

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 放課後子ども総合プランに基づく学童保育所の受入れ対象学年の拡大に伴い、対象児童の変更及び施設の拡大等を行うとともに、学校教育法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市学童保育所条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市学童保育所条例(平成 8 年 12 月国立市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 3 学年以下の者」を「の児童(西第 1 学童保育所、西第 2 学童保育所、中央第 1 学童保育所、中央第 2 学童保育所、矢川第 1 学童保育所及び矢川第 2 学童保育所にあつては、第 3 学年以下の者に限る。)」に改める。

第 10 条第 1 項ただし書中「第 29 条」を「第 29 条第 1 項」に改める。

別表 1 中

北学童保育所	国立市北 2 丁目 29 番 国立第四小学校内	を
--------	----------------------------	---

東第 3 学童保育所	国立市東 4 丁目 2 8 番地 国立第三小学校内	に、
北第 1 学童保育所	国立市北 2 丁目 2 9 番 国立第四小学校内	
北第 2 学童保育所	国立市北 2 丁目 2 9 番 国立第四小学校内	
北第 3 学童保育所	国立市北 2 丁目 2 9 番 国立第四小学校内	

南第 2 学童保育所	国立市富士見台 1 丁目 4 7 番地の 2 5 国立第七小学校内	を
------------	--------------------------------------	---

南第 2 学童保育所	国立市富士見台 1 丁目 4 7 番地の 2 5 国立第七小学校内	に
南第 3 学童保育所	国立市富士見台 1 丁目 4 7 番地の 2 5 国立第七小学校内	

改める。

第 2 条 国立市学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「（西第 1 学童保育所、西第 2 学童保育所、中央第 1 学童保育所、中央第 2 学童保育所、矢川第 1 学童保育所及び矢川第 2 学童保育所
にあっては、第 3 学年以下の者に限る。）」を削る。

別表 1 中		を
西第 2 学童保育所	国立市西 1 丁目 1 2 番地の 2 6 西児童館内	

西第 2 学童保育所	国立市西 1 丁目 1 2 番地の 2 6 西児童館内	に、
西第 3 学童保育所	国立市西 2 丁目 1 3 番地 国立第二小学校内	
西第 4 学童保育所	国立市中 1 丁目 3 番地の 1 国立第八小学校内	

矢川第1学童保育所	国立市富士見台4丁目17番地の1 矢川児童館内	を
矢川第2学童保育所	国立市富士見台4丁目17番地の1 矢川児童館内	

中央第3学童保育所	国立市富士見台2丁目47番地の2 国立第五小学校内	に
矢川第1学童保育所	国立市谷保6600番地 国立第六小学校内	
矢川第2学童保育所	国立市谷保6600番地 国立第六小学校内	
矢川第3学童保育所	国立市谷保6600番地 国立第六小学校内	

改める。

付 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第10条の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定（第10条の改正規定を除く。） 平成30年4月1日
 - (3) 第2条の規定 平成31年4月1日
- 2 保育所の入所の承認その他の準備行為は、前項第2号又は第3号に掲げる規定の施行の日前においても、それぞれ行うことができる。